

国土交通省告示第千八十九号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の七第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月十九日

国土交通大臣 北側 一雄

旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項

1 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の七第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項は、次のとおりとする。

一 輸送の安全に関する基本的な方針

二 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

三 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第四百四号）第二条に規定する事故に関する統計

2 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号。以下「法」という。）第二十二条の二第一項の国土交通

省令で定める規模以上の旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項は、前項に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 一 法第二十二條の二第一項に規定する安全管理規程
- 二 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- 三 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
- 四 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- 五 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
- 六 法第二十二條の二第二項第四号に規定する安全統括管理者に係る情報